

東京都立中等教育学校 } を志願する児童の保護者の皆様へ
東京都立中学校 }

東京都教育委員会

令和３年度入学者決定における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第３版）

東京都教育委員会は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定の新型コロナウイルス感染症対策として下記の対応を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

受検日に新型コロナウイルス感染症に感染している者については、受検することはできません。また、新型コロナウイルス感染症を含めたインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査は実施しません。児童の皆さんには、体調管理に努めて準備を進めるようお話ください。

今後も、検査日までの期間に変更が生じることも考えられるため、東京都教育委員会及び各都立中等教育学校、都立中学校のホームページを適宜確認してください。

記

１ 感染が疑われる者等への対応

(１) 新型コロナウイルス感染症に感染している者の扱い

受検日に新型コロナウイルス感染症に感染している者については、受検することはできません。

(２) 発熱のある受検者の扱い

登校時に受検者の体温をサーモグラフィ及び学校所有の体温計により測りますので、保護者等の付き添い

（１名）をお願いします。

発熱がみられる場合、以下の対応となります。

ア ３７度以上３７．５度未満の発熱がある場合、別室による受検とします。

イ ３７．５度以上の発熱がある場合は、受検することができません。

※ ３７．５度以上の発熱があり受検できない場合は、保護者等と共に帰宅することとなりますので御協力ください。

(３) 濃厚接触者とされた受検者の扱い

原則、受検することはできません。ただし、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、受検を認めます。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われるＰＣＲ検査（行政検査）の結果、陰性であること。

※ 医師の診断を伴わない検査のみを実施する検査機関の結果では要件を満たしません。

※ 検査結果が判明するまでの期間は受検できません。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

エ 終日、別室で受検すること。

なお、受検を希望する場合は、受検する学校に対し、小学校長から特別措置申請書（令和３年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）様式１５）により、別室における受検を申請してください。濃厚接触者と判断された場合、小学校長から中等教育学校長又は中学校長に直接御連絡いただくこととなりますので、事前に小学校と十分な確認をお願いします。

また、受検に当たっては、本項に該当する他の者と同室受検となる場合があります。あらかじめ御承知おきください。

2 検査実施上の注意

(1) 受検者は、常にマスクを正しく着用するとともに、予備のマスクも持参してください。フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは受検できません。

なお、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な場合、受検する学校に対し、小学校長から特別措置申請書（実施要綱様式１５）により別室における受検を申請してください。

(2) 受検者は、入校する際にサーモグラフィによる検温を必ず行います。検温がスムーズに進むよう、受検者は防寒着を脱がずに入校してください。

なお、平熱が３７．０度以上の受検者は、小学校長による証明書（様式任意）を検温の時に提出してください（別室とはせず、通常の検査教室での受検となります。ただし、検温時の熱が３７．５度以上の場合は受検できません。）。

(3) 濃厚接触者とされた受検者は、入校する際に特別措置申請者受付に行き、担当者の指示に従ってください。

(4) 教室の出入口に速乾性アルコール製剤等を設置しますので、入退室を行うごとに手指消毒を行ってください。

(5) 検査会場内の換気時に窓の開放等を行うため、寒くないように防寒着などを持参してください。休み時間などは、防寒着を着ていても差し支えありません。

(6) 検査前の出欠確認時には、マスクを一度外してからの本人確認を行います。監督者の指示に従ってください。

(7) 休憩時間にトイレに行く際は、密を避けるため、監督者が順番に案内しますので、指示に従ってください。また、手洗い後に使用するハンカチ、ハンドタオル等は各自持参してください。

(8) 休憩時間等は、他者との会話を控えてください。

(9) 検査終了後、検査会場からの退出は、監督者からの指示に従ってください。